#### 修学旅行提案書作成要項

県立西新発田高等学校長 佐藤 雄二

## 1 修学旅行のねらい

- (1)様々な歴史文化遺産等の見学を通じて、社会・歴史や人間に対する理解を深め、より豊かな教養を身につけさせる。
- (2) 社会生活の規律やマナーを学び、その場におうじた行動ができるようにする。
- (3) 班別研修を取り入れ、各班が協力して自主的に計画を立て、主体的に行動できる力を育てる。

### 2 修学旅行提案書の作成

- (1) 様式
- ① A 4 版 (横) (表紙・目次を除き (2) の①~④を含むもの)を 10 部提出する。
- ②宿泊先・見学先 (候補地・施設) のパンフレット等

#### (2) 内容

- ①旅行の行程表(時刻・宿泊先・各種活動を明記する) 別紙「修学旅行提案書詳細について」を元に作成する。
- ②代金内訳書(交通費・宿泊費・食事・入場料等・諸経費・その他・添乗料・保険料等を明記する)但し、代金内訳書は仮参加人数別(40人、30人)も提出する。
- ③各種活動(研修)のプラン・モデルコース
- ④事故防止・安全対策・保険等

## (3)条件

- ①現地までの移動手段、現地での交通手段が確実に確保されていること。
- ②出発地から複数の添乗員が同行可能であること。
- ③修学旅行中の保険に加入すること。
- ④テーマに基づいた学習プランが含まれていること。
- ⑤過去の実績をもとに、具体的にどのような活動ができるのかが示されること。
- ⑥事前学習の段階から、当校と協力して準備に当たれること。
- ⑦研修先が、生徒の受け入れ実績があり、精通していること。

# 3 修学旅行提案書の取り扱い

- (1) 修学旅行提案書の記載内容の追加や変更はできない。但し、選考作業に必要なものを、 選定委員会が追加提出を求めることがある。
- (2) 修学旅行提案書は返却しない。
- (3) 修学旅行提案書は複製することがある。
- (4) 修学旅行提案書は取り扱い旅行者の選定以外に使用しない。
- (5) 修学旅行提案書は新潟県の情報公開条例に基づき、公表する場合がある。